

田村市工事検査実施規程

(目的)

第1条 この規程は、田村市が発注する請負工事（以下「工事」という。）について、適正かつ公正な検査の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 田村市財務規則（平成17年田村市規則第40号。以下「規則」という。）第131条第1項または第132条第1項に規定する検査員をいう。
- (2) 監督員 規則第130条第1項または第132条第1項に規定する監督員をいう。
- (3) 契約権者 規則第2条第9号に規定する契約権者をいう。
- (4) 契約約款 田村市工事請負契約約款（平成17年田村市告示第12号）をいう。
- (5) 設計図書 契約約款第1条第1項に規定する設計図書をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に定めるところによる。

- (1) 竣工検査 契約約款第31条第2項の規定により、工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (2) 一部竣工検査 契約約款第38条第1項の規定により、工事の部分引渡しに係る工事の確認をするために行う検査をいう。
- (3) 既済部分検査 契約約款第37条第2項の規定により、請負代金の部分払いに係る工事の出来形部分等の確認をするために行う検査をいう。
- (4) 中間検査 施工中の工事について、契約権者が必要と認めたときに行う検査をいう。この場合において、中間検査の実施方法については、第12条に定めるところによる。

(検査員の指定)

第4条 検査員は当該工事担当部長が指定し、次のとおりとする。

- (1) 1件の契約金額が130万円以上のものに係る工事の検査については、係長職以上の職にある職員が行うものとする。
- (2) 1件の契約金額が130万円未満のものに係る工事の検査については、係長相当職以上の職にある職員が行うものとする。

(兼務の禁止)

第5条 監督員は、当該工事の検査員となることができない。

(検査員指定簿)

第6条 当該工事担当部長は、検査員指定簿（様式第1号）により検査員を指定し工事の検査を命ずるものとする。

(検査の実施)

第7条 検査は、工事請負契約書、契約約款及び設計図書と対比して、その適否を判定する。

2 検査員は、検査を行うときは、次に掲げることに留意しなければならない。

- (1) 工事の出来形及び品質
- (2) 工事実施状況
- (3) 工事進捗状況
- (4) 施工体制

3 監督員は、検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

- (1) 出来形図
- (2) 施工管理の結果資料
 - ア 出来形管理
 - イ 品質管理
 - ウ 工事写真
- (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果資料
- (4) 上記以外の使用材料に関する資料
- (5) 設計図書で指示した施工立会の記録
- (6) 社内検査結果資料
- (7) その他検査員の指示するもの

4 検査の過程で検査員が必要と認める場合は、工事の実施状況について関係資料の提示を求めることができる。

(検査の立会)

第8条 検査員は、監督員並びに請負者の立会の上、前条に掲げる検査を実施するものとする。

(検査結果の復命など)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく工事等検査調書（規則第52号様式）により、契約権者に復命しなければならない。

(不適合の場合の処置など)

第10条 検査員は、検査の結果、工事の施工が設計図書等に適合しない場合には、当該不適合の詳細について意見を付し、契約権者に通知又は報告しなければならない。

2 契約権者は、その原因が発注者又は請負者のいずれの責によるものかを判定し、所要の措置を行わなければならない。

(工事成績の評定などの復命)

第11条 検査員は、工事の検査を終了したときは、田村市請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）に基づき、工事の成績を評定し、次に掲げる書類等を添付して当該工事担当部長に提出しなければならない。

- (1) 工事等検査調書の写し
- (2) 工事検査記録（様式第2号）
- (3) その他の資料

2 工事成績の評定は、別に定める要領に基づいて、当該工事担当課長、監督員及び検査員が評定を行うものとする。ただし、請負金額500万円未満の工事については、この限りではない。

(中間検査の実施)

第12条 契約権者は、工事を適正に施工させるために、工事施工状況について中間検査を行うときは、その実施計画を定め検査員を指定し、検査を行わせるものとする。この場合において、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定を準用する。

2 検査員は、前項の規定による検査を終了したときは、遅滞なく中間検査調書（様式第3号）により当該工事担当部長に復命しなければならない。なお、中間検査調書による指摘事項については、当該工事担当課において適切に措置するものとする。

（受託工事等についての適用）

第13条 受託工事等に係る検査の実施に関しては、別に定めがある場合を除き、この規程を適用する。

（委託業務の検査）

第14条 工事に関する測量、設計及び調査に係る委託業務の検査については、この規程に準じて行うものとする。

（緊急措置）

第15条 当該工事担当部長は、指定された検査員が事故等により急遽検査ができなくなったときは、検査員又は検査日を変更するものとする。

（補足）

第16条 この規程に定めるもののほか、検査実施に関し必要な事項は、当該工事担当部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。